

教員組織（短期大学部）

学科等	専任教員数 *注1・2										助手	設置基準上 必要専任教員数		専任教員1人 あたりの 在籍学生数	兼任 教員数 *注3	備 考
	教授		准教授		講師		助教		計(A)			うち 教授数				
		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)						
食物栄養学科	3	0	1	0	3	0	0	0	7	0	8	4	2	25.1	24	
食物栄養学科 計	3	0	1	0	3	0	0	0	7	0	8	4	2		(24)	
キャリア開発学科	3	0	3	0	2	0	0	0	8	0	3	6	2	35.5	34	
キャリア開発学科 計	3	0	3	0	2	0	0	0	8	0	3	6	2		(34)	
幼児保育学科	5	1	7	0	2	0	3	0	17	1	1	11	4	23.1	44	
幼児保育学科 計	5	1	7	0	2	0	3	0	17	1	1	11	4		(44)	
短期大学全体の収容定員に応じ 定める専任教員数												5	2			
合 計	11	1	11	0	7	0	3	0	32	1	12	26	10		102	

- [注] 1 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に短期大学を離れている場合も、専任教員数に算入する。ただし、短期大学設置基準第21条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めない。
- 2 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制専任教員は専任教員数に含める。その他、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、研究条件等において専任教員と同等の者（専任者）のみを「専任教員数」欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄（左側）に含める。また、専任者に該当しない特任教授等については「兼任教員数」欄に含める。
- 3 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数（併設大学からの兼務者も含む）を記入。